別記

# 第１－１号様式

高知県農業経営負担軽減支援資金利子補給承認申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　 　　 　　　年　　月　　日

　高知県知事　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　融資機関名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(代表者名）

　下記の農業経営負担軽減支援資金の貸付けについて、利子補給を受けたいので、高知県農業経営負担軽減支援資金取扱要綱第３の１の規定により申請します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 貸付けの相手方 | 貸付予定額 | 貸付予定時期 | 貸　付  利　率  （％） | 利　子  補給率  （％） | 据　置  期　間  （年） | 償　還  期　限  （年） | 債務保証委託 | | 備　考 |
| 有 | 無 |
|  |  | 年　　月　　日  　　　　年　　月　　日  　　　　年　　月　　日  　　　　年　　月　　日  　　　　年　　月　　日  　　　　年　　月　　日  　　　　年　　月　　日  　　　　年　　月　　日 |  |  |  |  |  |  |  |

注：１　債務保証委託は、高知県農業信用基金協会に対するものをいいます。

　　２　借入申込書（基本要綱別紙２）の写しを添えてください。

　　３　経営改善計画書（基本要綱別紙１）を添えてください。

第１－２号様式

農業経営負担軽減支援資金利子補給変更承認申請書

　　 　　　　　　　　　年　　月　　日

　高知県知事　　　　　　　様

融資機関

代表者職氏名

　　　　　年　　月　　日付け高知県指令○○○第　 　号で承認のありました農業経営負担軽減支援資金利子補給対象の貸付条件を、下記のとおり変更したいので承認されたく、農業経営負担軽減支援資金取扱要綱第３の３の規定により申請します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 貸付先（住所・氏名） |  | |
| 融資機関名 |  | |
| 承認番号 |  | |
| 貸付区分 | 農業経営負担軽減支援資金 | |
| 貸付年月日 | 年　　　月　　　日 | |
| 貸付条件 | 変　　 更　 　前 | 変　　 更　 　後 |
| 貸付金額 | 円 | 円 |
| 貸付利率 | 年　　　　　％ | 年　　　　　％ |
| 利子補給率 | 年　　　　　％ | 年　　　　　％ |
| 据置期間（中間据置を除く） | 年(　　 年 月 日) | 年(　　 年 月 日) |
| 償還期限 | 年(　　 年 月 日) | 年(　　 年 月 日) |
| 第１回約定償還期日・金額 | 年 月 日・ 円 | 年 月 日・ 円 |
| 第２回約定償還期日・金額 | 年 月 日・ 円 | 年 月 日・ 円 |
| 第３回約定償還期日・金額 | 年 月 日・ 円 | 年 月 日・ 円 |
| 第４回約定償還期日・金額 | 年 月 日・ 円 | 年 月 日・ 円 |
| 第５回約定償還期日・金額 | 年 月 日・ 円 | 年 月 日・ 円 |
| 第６回約定償還期日・金額 | 年 月 日・ 円 | 年 月 日・ 円 |
| 第７回約定償還期日・金額 | 年 月 日・ 円 | 年 月 日・ 円 |
| 第８回約定償還期日・金額 | 年 月 日・ 円 | 年 月 日・ 円 |
| 第９回約定償還期日・金額 | 年 月 日・ 円 | 年 月 日・ 円 |
| 第10回約定償還期日・金額 | 年 月 日・ 円 | 年 月 日・ 円 |
| 第11回約定償還期日・金額 | 年 月 日・ 円 | 年 月 日・ 円 |
| 第12回約定償還期日・金額 | 年 月 日・ 円 | 年 月 日・ 円 |
| 第13回約定償還期日・金額 | 年 月 日・ 円 | 年 月 日・ 円 |
| 第14回約定償還期日・金額 | 年 月 日・ 円 | 年 月 日・ 円 |
| 第15回約定償還期日・金額 | 年 月 日・ 円 | 年 月 日・ 円 |
| 変更する具体的理由 |  | |

# 第２号様式

経営改善計画に関する要件書

　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　融資機関名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　（代表者名）

|  |  |
| --- | --- |
| 分　類 | 一 般　・　特 認 |
| 借入  希望  者 | | 住所 | | | 借入申込書受理年月日 | |
| 氏名 | | | 年　　　月　　　日 | |
| 高知県農業経営負担軽減支援資金取扱要綱第２の１に規定する貸付対象者に該当することを認めます。 | | | | | | |
| 特認の理由 |  | | | | | |
| 関係機関の意見 | 機関名 | | 意見聴取月日 | 意見の内容 | | |
| 市町村 | |  |  | | |
| 農業振興センター | |  |  | | |
|  | |  |  | | |
| 備　考 |  | | | | | |

注：１　「借入希望者」が法人の場合は、「氏名」欄に法人名及び代表者氏名を記入してください。

　　２　償還期限を、10年を超え15年以内とする場合は、「分類」欄は、「特認」を○で囲み、特認の理由を記入してください。

　　３　必要に応じて、経営改善計画について、市町村、農業振興センター等関係機関の意見を聴取

　　　して記入してください。

# 第３－１号様式

高知県農業経営負担軽減支援資金利子補給承認書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 　　　　　　　年　　月　　日

　融資機関代表者　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 高知県知事

　　　　　年　　月　　日付けで申請のありました農業経営負担軽減支援資金利子補給承認申請については、下記のとおり承認します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 承認番号 | 貸付けの相手方 | 貸付予定額 | 貸付予定時期 | 貸　付利　率  ％ | 利　子  補給率  ％ | 据　置期　間 | 償　還期　限 | 債務保証委託 | | 備　考 |
| 有 | 無 |
|  |  |  | 年　　月　　日  　　　　年　　月　　日  　　　　年　　月　　日  　　　　年　　月　　日  　　　　年　　月　　日  　　　　年　　月　　日  　　　　年　　月　　日  　　　　年　　月　　日 |  |  |  |  |  |  |  |

注：債務保証委託は、高知県農業信用基金協会に対するものをいいます。

第３－２号様式

第　　　　　　号

農業経営負担軽減支援資金利子補給変更承認書

融資機関代表者　様

　　　　年　　月　　日付けで申請のありました農業経営負担軽減支援資金利子補給変更承認申請については、下記のとおり承認します。

　　　年　　月　　日

高知県知事

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 貸付先（住所・氏名） |  | |
| 融資機関名 |  | |
| 承認番号 |  | |
| 貸付区分 | 農業経営負担軽減支援資金 | |
| 貸付年月日 | 年　　　月　　　日 | |
| 貸付条件 | 変　　 更　 　前 | 変　　 更　 　後 |
| 貸付金額 | 円 | 円 |
| 貸付利率 | 年　　　　　％ | 年　　　　　％ |
| 利子補給率 | 年　　　　　％ | 年　　　　　％ |
| 据置期間（中間据置を除く） | 年(　　 年 月 日) | 年(　　 年 月 日) |
| 償還期限 | 年(　　 年 月 日) | 年(　　 年 月 日) |
| 第１回約定償還期日・金額 | 年 月 日・ 円 | 年 月 日・ 円 |
| 第２回約定償還期日・金額 | 年 月 日・ 円 | 年 月 日・ 円 |
| 第３回約定償還期日・金額 | 年 月 日・ 円 | 年 月 日・ 円 |
| 第４回約定償還期日・金額 | 年 月 日・ 円 | 年 月 日・ 円 |
| 第５回約定償還期日・金額 | 年 月 日・ 円 | 年 月 日・ 円 |
| 第６回約定償還期日・金額 | 年 月 日・ 円 | 年 月 日・ 円 |
| 第７回約定償還期日・金額 | 年 月 日・ 円 | 年 月 日・ 円 |
| 第８回約定償還期日・金額 | 年 月 日・ 円 | 年 月 日・ 円 |
| 第９回約定償還期日・金額 | 年 月 日・ 円 | 年 月 日・ 円 |
| 第10回約定償還期日・金額 | 年 月 日・ 円 | 年 月 日・ 円 |
| 第11回約定償還期日・金額 | 年 月 日・ 円 | 年 月 日・ 円 |
| 第12回約定償還期日・金額 | 年 月 日・ 円 | 年 月 日・ 円 |
| 第13回約定償還期日・金額 | 年 月 日・ 円 | 年 月 日・ 円 |
| 第14回約定償還期日・金額 | 年 月 日・ 円 | 年 月 日・ 円 |
| 第15回約定償還期日・金額 | 年 月 日・ 円 | 年 月 日・ 円 |
| 備　考 |  | |

# 第４号様式

高知県農業経営負担軽減支援資金貸付実行報告書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　第　　　　　　　　　号

　　　　　　　　　年　　月　　日

高知県知事　　　　　　　　　様

　 住　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　 融資機関名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（代表者名）

　　年　　月　　日付け　第　　号で利子補給承認を受けました農業経営負担軽減支援資金については、次のとおり貸付を実行しましたので、報告します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 承認  番号 | 貸付けの相手方 | 貸付金額  （千円） | 貸付実行日 | 約定償還額（千円） | | 償還  期間  （年） | 据置  期間  （年） | 貸付  利率  （％） | 利　子  補給率  （％） | 第１回  約定償還時期 | 最終  約定償還時期 |
| 第１回目 | 第２回  目以降 |
|  |  |  | 年　月　日 |  |  |  |  |  |  | 年　月　日 | 年　月　日 |

# 第５号様式

高知県農業経営負担軽減支援資金貸付不実行報告書

　　　　　　　　　 　　　　　　年　　月　　日

　高知県知事 様

住　　　所

融資機関名

(代表者名)

　　　　　年　　月　　日付け　　第　　　号により利子補給承認を受けました農業経営負担軽減支援資金のうち、次の貸付けが不実行になりましたので、高知県農業経営負担軽減支援資金取扱要綱第４の４の規定により報告します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 承認番号 |  | 貸付けの相手方 |  |
| 借入申込書 | 円 | | |
| 不実行  の理由 |  | | |

# 第６号様式

農業経営負担軽減支援資金利子補給契約書

　高知県（以下「甲」という。）と、　　　　　（以下「乙」という。）とは、乙が貸し付ける高知県農業経営負担軽減支援資金取扱要綱（平成13年11月30日付け13農経第608号高知県知事通知）第２に規定する農業経営負担軽減支援資金（以下「本資金」という。）につき、甲が乙に対し利子補給金を交付することについて、次の条項により契約を締結する。

（内容）

第１条　甲は、乙の融資に係る本資金につき、高知県農業経営負担軽減支援資金利子補給規則（以下「利子補給規則」という。）の定めるところにより乙に対し利子補給金を交付する。

（利子補給承認書の交付）

第２条　乙の貸付けに関し、甲の行う利子補給は、乙の利子補給承認申請書に基づき、甲が利子補給承認書を交付することによって行うものとする。

（貸付けの期限）

第３条　乙は、前条の利子補給承認書の交付を受けたときは、その日から１月以内に貸付けを行わなければならない。ただし、甲の利子補給に係る本資金を借り受けようとする者の事情により乙が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

（利子補給の変更）

第４条　乙の貸付けの弁済期限等の変更に基づく甲の利子補給の変更は、乙の利子補給変更承認申請書に基づき、甲が利子補給変更承認書を交付することによって行うものとする。

（貸付け等の報告）

第５条　乙は、第３条の規定による貸付けを行ったとき又は前条の規定により甲の利子補給に係る貸付けの弁済期限等を変更したときは、遅滞なくその旨を甲に対し報告しなければならない。

（利子補給金の額）

第６条　甲が乙に対して交付する利子補給金の額は、利子補給規則第４条に規定する方式により算出した額とする。

（利子補給金の請求）

第７条　乙は、甲に対し利子補給金を請求するときは、利子補給規則第４条に規定する毎年１月１日から６月30日までの期間に係る利子補給金については同年７月末までに、毎年７月１日から12月31日までの期間に係る利子補給金については翌年１月末までに、利子補給金請求書により行うものとする。

（利子補給金の支払）

第８条　甲は、乙から前条の請求書を受理したときは、その日の属する月の翌月末までにこれを支払うものとする。

２　甲が前項の支払を遅延したときは、支払期限の翌日から支払をする日までの期間の日数に応じ、この契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の財務大臣が決定する率を乗じて計算した遅延損害金（当該額に１円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を乙に支払うものとする。

３　前項の規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（回収状況の報告）

第９条　乙は、甲の利子補給に係る貸付債権の回収状況に関し、毎年１月１日から６月30日まで及び７月１日から12月31日までの各期間ごとにつき、第７条に規定する利子補給金請求書に添えて甲に対し報告するものとする。

（貸付債権の保全）

第10条　乙は、常に甲の利子補給に係る債権の保全に必要な注意を払わなければならない。

（利子補給金の打切り等）

第11条　甲は、甲の利子補給に係る本資金について、次の場合は、これ以降乙に対し、当該借受者への貸付けに係る利子補給金を打ち切るものとする。

　(１) 借受者の経営改善計画の実行が困難と認められたとき。

　(２) 借受者の経営改善計画に不実記載が認められたとき。

　(３) 借受者が借入れを辞退したとき。

　(４) 借受者がその借入金を目的以外の目的に使用したとき。

　(５) 借受者が農業経営を中止したとき。

２　甲は、乙の責めに帰すべき事由により乙が利子補給規則又はこの契約の条項に違反したときは、乙に対する利子補給金を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

（暴力団排除措置による解除）

第11条の２ 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(１) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この条において「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。この条及び第12条の２において同じ。）であるとき。

(２) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

(３) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等であるとき。

(４) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

(５) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

(６) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

(７) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

(８) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

(９) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

(10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（報告等への協力）

第12条　乙は、甲の利子補給に係る本資金の融資に関し甲が報告を求めた場合又は甲の職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合は、これに協力しなければならない。

（暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告の義務）

第12条の２　乙は、この契約に係る事業の遂行に当たって、暴力団員等による不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、その旨を甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（契約の変更）

第13条　この契約の内容に変更を加えようとするときは、その都度甲乙両者の協議により定めるものとする。

（費用負担）

第14条　この契約に要する費用は、乙の負担とする｡

（疑義の決定）

第15条　この契約に疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙両者の協議により定めるものとする。

（裁判管轄）

第16条　この契約に関する訴訟は、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする｡

　上記契約の締結を証するため、この契約書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上各自その１通を保有するものとする｡

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　　高知県

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　契約担当者　高知県知事

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

# 第７号様式

高知県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付請求書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　高知県知事　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　融資機関名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(代表者名)

　高知県農業経営負担軽減支援資金利子補給規則第５条の規定及び利子補給契約書に基づき　　年　　半期分の利子補給金　　　　　　　　円の交付を請求します。

|  |
| --- |
| 下記内訳書記載の金額は、利子補給金計算書原本と相違ないことを確認しま  した。  県協同組合指導課担当係　　　印 |

内　　訳

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度融資分 | 件 | 円 |
| 年度融資分 | 件 | 円 |
| 年度融資分 | 件 | 円 |
| 年度融資分 | 件 | 円 |
| 年度融資分 | 件 | 円 |
| 年度融資分 | 件 | 円 |
| 年度融資分 | 件 | 円 |
| 計 | 件 | 円 |

※振込先

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 | 本支店名 | 種別 | 口座番号 | 口座名 |
|  |  |  |  |  |

別紙（要綱第２の１関係）

誓約書兼同意書

私は、高知県農業経営負担軽減支援資金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること、関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有及び照会の結果について関係機関に提供することに同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

・中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金

　・農業改良資金貸付金償還金

　・林業・木材産業改善資金貸付金償還金

　・沿岸漁業改善資金貸付金償還金

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　高知県知事　　　　　　　　　様

住所・所在地

氏名